

< 調査票の記入要領・記入例

形式 - E : 2 4

調査対象期間
この調査の対象期間は、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問～までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物
この調査では、**県内で施工した元請工事から発生した廃棄物**だけが記入の対象となります。廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「**廃棄物分類表**」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について
発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」をお答え下さい。

自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Cを参考して下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「年間発生量」は、焼却前の量です。従って「廃棄物の名称」、「分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後量」となります。

自社で脱水している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。（記入例Eを参考して下さい）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。

<式>：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（100％－脱水後の含水率％）÷（100％－脱水前の含水率％）

ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
 廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 含油廃水を油水分離した場合。油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ1行ずつを）発生量とします。

記入について
同じ種類の廃棄物でも**中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問の欄から行を分けて記入して下さい。**

廃棄物量をt(トン)又は、m³以外の単位で把握している場合は、できる限り換算して記入して下さい。また、個数や本数の場合も**1個当たりの重量等より換算して下さい。**

処理業者へ処理・処分を委託している場合は、**マニフェスト伝票を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。**

中間処理方法コード表 A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶融 K：切断 L：焼成 M：堆肥化 N：銀回収 O：コークス固型化 V：濃縮 W：油化 Z：その他	処理・処分方法コード表 <自己処理> Q1：自社の処分場で埋立処分した。 V1：自社で再利用した。 V2：自社現場内で利用した。 W1：売却（利益があった）した。 Z1：自社で保管している。 <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> S1：処理業者の処分場で直接埋立処分した。 T1：処理業者で直接海洋投入した。 U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。 X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。 <市町村へ委託処理> R1：市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。 R5：市町村の清掃工場で処理（焼却、破碎、脱水等）した。（ごみ収集を含む） R6：市町村の清掃工場でリサイクルした。 <その他> Z9：その他	委託中間処理方法コード表 A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶融 K：切断 L：焼成 (セメント材料) M：堆肥化(発酵) N：銀回収 O：コークス固型化 T：金属(鉄)回収 U：非鉄金属回収 V：濃縮 W：油化 Z：その他	資源化用途コード表 10：鉄鋼原料 20：非鉄金属等原材料 30：燃料 31：木炭 41：飼料 42：肥料 43：土壌改良材 50：土木・建設資材 51：再生木材・合板 60：パルプ・紙原材料 70：ガラス原材料 80：プラスチック原材料 81：再生タイヤ 90：セメント原材料 91：再生油・再生溶剤 92：中和剤 93：高炉還元 98：その他
---	---	--	--

調査票（その2）の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「**廃棄物分類表**」を参照して下さい。

該当する単位に、必ずをつけて下さい。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgにをつけて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

処理後の処分方法
 1 再利用・再生利用している
 2 埋立処分している
 3 海洋投入している

区分 F2 行番	廃棄物の名称	分類番号	年間発生量							単位	方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	中間処理後量	単位	処理・処分方法	処理・処分先又は再生利用先の名称等	処理・処分先又は再生利用先の所在地	この欄は記入しない して下さい。	方法番号			処理後の処分方法	資源化用途
			百	十	万	千	百	十	一									1次 処理	2次 処理	3次 処理		
記入例：A	1 鉄筋くず	1 2 1 0						2	0	kg						加美 町				1・2・3	10	
記入例：B	2 木くず	0 8 0 1						3	0	kg						石巻 市		G	(1) 2・3	30		
記入例：C	3 廃プラスチック	0 6 1 4						1	0	kg	A					矢本 町			1・2・3			
記入例：D	4 廃プラスチック	0 6 1 4								kg						仙台 市		A	1・(2) 3			
記入例：E	5 ベントナイト汚泥	0 2 2 2						6	0	kg	B		1	0	0	岩手県 花巻 市			1・2・3			
記入例：F	6 コンクリートのがれき	1 5 1 0						1	0	m ³						気仙沼 市			1・2・3			
	7 コンクリートのがれき	1 5 1 0						1	1	0						登米 町		G	(1) 2・3	50		
	8																					

記入例：A
 ・工事現場から**鉄筋くず**が年間**20t**発生したが、すべて、発生場所と同じ**加美町の(株)産業に売却**した。
 ・相手先では、**鉄鋼材料**として再生利用していた。

記入例：B
 ・工事現場から**建設木くず**が年間に2t車で30台分（すべて満杯）発生した。
 ・1台当たりの重量が1t程度であるため、重量に換算すると、**30t**である。
 ・これは、**石巻市にある(株)商店に料金を払って処理を委託**した。
 ・相手先では、**破碎チップ化し、燃料として再生利用**している。

記入例：C
 ・工事現場から**廃プラスチック**が年間**10t**発生した。
 ・すべて**自社の焼却炉で焼却**した。その灰の量は年間で1t程度であり、**矢本町にある自社処分場で埋立処分**した。

記入例：D
 ・工事現場から**プラスチックくず**が、**5t**発生した。
 ・これは、**仙台市の(株)xxに委託**した。
 ・委託先では**焼却処理し埋立処分**している。

記入例：E
 ・工事現場から**ベントナイト汚泥**が発生したが、すべて工事現場内で脱水した。
 ・**脱水後の汚泥量は、100t**（含水率70％）であった。
 ・脱水前の量は、計算していないので正確でないが、**脱水前の含水率が95％**であるため計算すると**600t**となる。
 ・処理後の汚泥は、(株)に運搬を委託し、**岩手県花巻市内に管理型処分地を保有する(株)で埋立処分**した。
 ・計算式 $100t \times (100 - 70) \div (100 - 95) = 600t$

記入例：F
 ・工事現場から**コンクリートのがれき**等が**10t**ダンプで**12台分**発生した。重量に換算すると**120t**程度である。
 ・このうち、**10t**は、(株)に収集・運搬を委託し、**気仙沼市に処分場を保有する(株)で埋立処分**した。
 ・残りの**110t**は、**登米町に破碎プラントを保有する(株)に中間処理を委託**した。(株)では**破碎後、骨材として再生利用**している。

1. 廃棄物分類表

産業廃棄物

種 類	分類番号	具 体 例
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥 0211	排水処理汚泥、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）
	無機性汚泥 0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥、道路側溝汚泥＜建設残土は除く＞
廃油	一般廃油 0311	重機等の潤滑油、エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油
	廃溶剤 0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油 0330	アスファルト、タールピッチ類
	油でい 0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等 0350	油の滲みたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワニス
廃酸無機性の酸性廃液	0401	廃液で酸性を呈するもの
廃アルカリ	アルカリ性廃液 0501	廃液でアルカリ性を呈するもの
廃プラスチック類	F R P 0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP船殻
	熱可塑性プラスチック 0612	発泡スチロール、ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
	熱硬化性樹脂 0613	フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂
	プラスチック製品くず 0614	合成樹脂建材、発泡スチロールの梱包材、塗料かす（固形）、エナメルかす、ラッカーかす、廃ワニス（樹脂系のもの）、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイヤ、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管
	合成繊維 0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、化繊ロープ、化学繊維
	廃タイヤ 0620	廃タイヤ
合成ゴム 0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス	
紙	くず 0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、新聞紙
木	くず 0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、伐採木、伐採材、伐根材
	0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材
繊維	くず 0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの）
ゴム	くず 1100	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず 1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、プリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄くず 1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混合金属くず 1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず 1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール
	陶磁器くず 1320	かわら、土管、陶管、タイル
	石膏ボードくず 1330	石膏ボードくず
がれき類 〔工作物の新築、改築又は除去に伴うもの〕	コンクリート片 1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト 1520	アスファルトコンクリートの破片
	レンガ破片など 1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材
建設混合廃棄物	1532	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの

特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

引火性廃油	0318	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕が2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕が12.5以上の廃液
産業廃棄物	特定有害廃棄物汚泥 0229	特定有害物質を含む汚泥
	特定有害廃棄物廃油 0319	特定有害物質を含む廃油
	特定有害廃棄物廃酸 0409	特定有害物質を含む酸性廃液
	特定有害廃棄物廃アルカリ 0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
	特定有害廃棄物廃石綿等 1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材

2. 建設工事から発生すると思われる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の例を示しました。該当する物は、もれなく調査票に記入して下さい。この例示以外の物も発生している場合は、「1. 廃棄物分類表」を参照のうえ記入して下さい。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事、改築（増築を含む）	空カン、トタン・ブリキ等加工くず	鉄くず	1210
	プラスチック内装材切くず、梱包材くず	廃プラスチック	0614
	ガラスくず	ガラスくず	1310
	屋根瓦	陶磁器くず	1320
	木くず	木くず	0801
	壁紙、障子、紙、板紙などの古紙、包装材、段ボール	紙くず	0701
	畳、じゅうたん、木綿くず、ロープ、縄（天然繊維のもの）	繊維くず	0900
木造家屋解体工事	壁紙、障子、紙くず	紙くず	0701
	木材破片	木くず	0801
	畳、じゅうたん、木綿くず、繊維くず（天然繊維のもの）	繊維くず	0900
	鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず	1210
	上記以外の解体残材	建設混合廃棄物	1532
コンクリート建屋新築、改築（増築を含む）工事	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0222
	コンクリートハツリ、モルタルハツリくず	コンクリート片	1510
	断熱材くず	断熱材	1530
	ガラスくず	ガラスくず	1310
	プラスチック内装材くず	廃プラスチック	0614
	鉄筋、形鋼、トタン、空きカン等のスクラップ	鉄くず	1210
	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510
	セメント空袋、紙くず	紙くず	0701
	畳、じゅうたん、木綿くず、ロープ、縄、繊維くず（天然繊維のもの）	繊維くず	0900
	コンクリート建屋解体工事	木材破片	木くず
鉄等の金属破片、スクラップ		鉄くず	1210
コンクリート構築物破片		コンクリート片	1510
その他解体残材		建設混合廃棄物	1532
橋梁、高架橋工事	廃石綿	廃石綿等	1538
	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	鉄くず	1210
鉄骨工事	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0222
	支保工等の鋼線材	鉄くず	1210
地下鉄、下水道布設工事	泥水シールド工法からの汚泥	無機性汚泥	0222
塗装工事	鋼製支保残材	鉄くず	1210
	空カン	鉄くず	1210
	ビニールシート、塗料かす（固形）	廃プラスチック	0614
	塗料かす（液状）	一般廃油	0311
土地・宅地造成、掘削、林道、治山、砂防、災害復旧等の土木工事	コンクリートハツリくず	コンクリート片	1510
	既存建物解体残材	コンクリート片	1510
	伐採木、伐採材、伐根材	木くず	0801
道路舗装工事	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520
	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510
電気工事	電柱（コンクリート製）	コンクリート片	1510
	電柱（木製）	木くず	0801
	電線くず	非鉄くず	1220
	ガイシくず	陶磁器くず	1320
	被覆くず	廃プラスチック	0614
設備給排水工事	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520
	塩ビ管	廃プラスチック	0614
	コンクリート管、断熱材くず	コンクリート片	1510
	鉄等の金属片、スクラップ	鉄くず	1210

廃棄物分類表(その1)

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

種類	分類番号	具体例
汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥 0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルビット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
	下水汚泥 0212	下水汚泥
	無機性汚泥 0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落ししたものに限り)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限り)、脱硫硫磺、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
	建設汚泥 0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上水汚泥 0223	上水汚泥
一般廃油	鉱物油 0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
	動植物性油脂 0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤 0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油 0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、バステル
	油でい 0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等 0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス、クーラント液(LLC)
廃酸	無機性の酸性廃液 0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ
	写真定着廃液 0402	写真定着廃液
	有機性の酸性廃液 0403	辛酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液 0501	アルカリ性洗浄液、液洗び用アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケート加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液
	写真現像廃液 0502	写真現像廃液
廃プラスチック類	F R P 0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP廃船
	熱可塑性プラスチック 0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
	熱硬化性樹脂 0613	フェノール樹脂(ベークライト)、ウレタン樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂
	プラスチック製品くず 0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管
	合成ゴム 0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス
	合成繊維 0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維
	廃タイヤ 0625	大型車用廃タイヤ
廃タイヤ 0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ	
紙	くず 0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙
木	くず 0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
	0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材
繊維	くず 0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) ※合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
動植物性残さ	動物性残さ 1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ 1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、葉草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物	2100	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物

廃棄物分類表(その2)

種類	分類番号	具体例				
ゴム	くず 1100	ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず				
金属くず	鉄くず 1210	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、プリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの)				
	非鉄くず 1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶				
	混合金属くず 1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず 1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン				
	陶磁器くず 1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器				
	石膏ボード 1330	石膏ボードくず				
	コンクリート製品くず 1340	コンクリート製品くず				
鉱さい	廃砂 1401	鑄物砂、サンドプラスト廃砂				
	炉さい 1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ				
	鉱さい類 1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず				
がれき類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片 1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片				
	廃アスファルト 1520	アスファルトコンクリートの破片				
	レンガ破片など 1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材				
建設混合廃棄物	1532	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの				
動物のふん尿	1800	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿				
動物の死体	1900	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体				
ばいじん	1601	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したす				
燃え殻	燃え殻 0101	燃料などの焼却灰(石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど) 【注意】可燃ごみなどを自分で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。				
	廃活性炭・廃カーボン 0102	廃活性炭、廃カーボン				
シュレッダーダスト	3010	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物				
その他「次の廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」						
種類	家電電品	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯	廃バッテリー	使用済自動車
分類番号	4010	4011	4012	4013	4020	4030

2. 特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	引火性廃油	0318	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管、シャーレ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
		特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
	特定有害産業廃棄物	特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃石綿等		1308	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など	
特定有害鉱さい		1409	特定有害物質を含む鉱さい	
特定有害ばいじん	1609	特定有害物質を含むばいじん		

< 調査票の記入要領・記入例

形式 - C : 2 4

調査対象期間
この調査の対象期間は、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問～までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物
この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物だけが記入の対象となります。廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物分類表」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について
発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答え下さい。

自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。（記入例Eを参考にして下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「年間発生量」は、焼却前の量です。従って「廃棄物の名称」、「分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後量」となります。

自社で脱水している場合の発生した廃棄物とは脱水前のものです。
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。

<式>：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（100％ - 脱水後の含水率％）÷（100％ - 脱水前の含水率％）

ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
 廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 含油廃水を油水分離した場合。 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ1行ずつを）発生量とします。

記入について
同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問の欄から行を分けて記入して下さい。

廃棄物量をkg(キログラム)で把握している場合は、単位の欄がkg、本数のものについては、kg(キログラム)に訂正して記入して下さい。また、個数等で把握している場合については1個当たりの重量等よりできる限り重量に換算して下さい。

処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入して下さい。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

中間処理方法コード表	処理・処分方法コード表	委託中間処理方法コード表	資源化用途コード表
A : 焼却 B : 脱水 C : 天日乾燥 D : 機械乾燥 E : 油水分離 F : 中和 G : 破碎 H : 分級 I : 圧縮 J : 溶融 K : 切断 L : 焼成 M : 堆肥化 N : 銀回収 O : コークス固型化 V : 濃縮 W : 油化 Z : その他	<自己処理> Q1 : 自社の処分場で埋立処分した。 V1 : 自社で再利用した。 V2 : 自社現場内で利用した。 W1 : 売却（利益があった）した。 Z1 : 自社で保管している。 <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> S1 : 処理業者の処分場で直接埋立処分した。 T1 : 処理業者で直接海洋投入した。 U1 : 処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した X1 : 廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。 <市町村へ委託処理> R1 : 市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。 R5 : 市町村の清掃工場で処理（焼却、破碎、脱水等）した。（ごみ収集を含む） R6 : 市町村の清掃工場でリサイクルした。 <その他> Z9 : その他	A : 焼却 B : 脱水 C : 天日乾燥 D : 機械乾燥 E : 油水分離 F : 中和 G : 破碎 H : 分級 I : 圧縮 J : 溶融 K : 切断 L : 焼成 M : 堆肥化(発酵) N : 銀回収 O : コークス固型化 T : 金属(鉄)回収 U : 非鉄金属回収 V : 濃縮 W : 油化 Z : その他	10 : 鉄鋼原料 20 : 非鉄金属等原材料 30 : 燃料 31 : 木炭 41 : 飼料 42 : 肥料 43 : 土壌改良材 50 : 土木・建設資材 51 : 再生木材・合板 60 : パルプ・紙原材料 70 : ガラス原材料 80 : プラスチック原材料 81 : 再生タイヤ 90 : セメント原材料 91 : 再生油・再生溶剤 92 : 中和剤 93 : 高炉還元 98 : その他

調査票（その2）の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考に調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「廃棄物分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ずをつけて下さい。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgにをつけて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

処理後の処分方法
1 再利用・再生利用している
2 埋立処分している
3 海洋投入している

区分 F2 行番	廃棄物の名称	分類番号	年間発生量							単位	方法番号							中間処理後量	単位	処理・処分の方法	処理・処分先又は再生利用先の名称等	処理・処分先又は再生利用先の所在地	この欄は記入しないで下さい。	方法番号			処理後の処分方法	資源化用途				
			百	十	万	千	百	十	一		1次処理	2次処理	3次処理	百	十	万	千							百	十	一			1次処理	2次処理	3次処理	
記入例：A	1 洗車汚泥	0 2 2 1					3	0	0	0	kg												kg	U 1	㈱	石巻市		B			1・2・3	
記入例：B	2 廃油（エンジンオイル）	0 3 1 1					2	4	0	0	kg												kg	U 1	㈱	仙台市		E			①・2・3	30
記入例：C	3 廃タイヤ（大型車）	0 6 2 5								5	本数												kg	W 1	㈱××	古川市					1・2・3	81
	4 廃タイヤ（普通・小型車）	0 6 2 6								1	本数												kg	Z 9	タイヤ販売店	色麻町					1・2・3	
記入例：D	5 鉄くず（部品くず）	1 2 1 0					3	0	0	0	kg												kg	W 1	商店	岩手県 一関市					1・2・3	10
記入例：E	6 廃プラスチック	0 6 1 4								5	kg	A											kg	Q 1	自社	白石市					1・2・3	
記入例：F	10 紙くず	0 7 0 1								6	kg												kg	X 1	×商店	河北町					1・2・3	60
記入例：G	11 使用済自動車	4 0 3 0					3	0	0	0	kg												kg	U 1	㈱ 金属	秋田県 鹿角市		G			①・2・3	10, 20

記入例：A
 ・分離槽の清掃を㈱に委託している。
 ・業者に問い合わせたところ、汚泥分としては年間3tくらいであり、石巻市にある㈱の脱水施設で中間処理されているとのことである。
 ・中間処理後は埋立処分しているとのことである。

記入例：B
 ・月にドラム缶1本ぐらいの廃油が発生した。
 ・年間の発生量を計算すると2,400kgである。
 （200kg×1本×12ヶ月）
 ・仙台市の㈱に処理を委託した。
 ・㈱では油水分離後燃料として再生利用している。

記入例：C
 ・年間に廃タイヤが150本発生した。
 ・このうち大型タイヤの50本は古川市にある㈱××に売却した。
 ・普通車用タイヤ100本は色麻町にあるタイヤ販売店が取り出した。
 ・㈱××では再生タイヤに利用している。

記入例：D
 ・自動車の修理の際には鉄くずが年間3t発生した。
 ・岩手県一関市にある商店に売却した。
 ・相手先では、鉄鋼材料として再生利用している。

記入例：E
 ・廃プラスチックが年間で500kg発生した。
 ・その都度、自社の焼却炉で焼却した。
 ・その灰の量は、およそ50kgで自社の処分場（白石市）で埋立処分した。

記入例：F
 ・使用済みのOA用紙である紙くずが年間に600kg程度発生した。
 ・これは河北町にある資源業者の×商店に無償で渡している

記入例：G
 ・使用済自動車が年間30台発生した。
 ・1台あたり平均1トンなので、重量で30トン（30,000kg）である。
 ・これは秋田県鹿角市の破砕業者に処理を委託した。
 ・相手先では、破砕後に金属を回収している。

廃棄物分類表(その1)

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

種類	分類番号	具体例
汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥 0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルビット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
	下水汚泥 0212	下水汚泥
	無機性汚泥 0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落したものに限り)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限り)、脱硫酸こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
	建設汚泥 0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上水汚泥 0223	上水汚泥
一般廃油	鉱物油 0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
	動植物性油脂 0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	溶剤 0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油 0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、バステル
	油でい 0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等 0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス、クーラント液(LLC)
廃酸	無機性の酸性廃液 0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ
	写真定着廃液 0402	写真定着廃液
	有機性の酸性廃液 0403	辛酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液 0501	アルカリ性洗浄液、液洗び用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケート加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液
	写真現像廃液 0502	写真現像廃液
廃プラスチック類	F R P 0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP廃船
	熱可塑性プラスチック 0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
	熱硬化性樹脂 0613	フェノール樹脂(ベークライト)、ウレタン樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂
	プラスチック製品くず 0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管
	合成ゴム 0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス
	合成繊維 0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維
	廃タイヤ 0625	大型車用廃タイヤ
0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ	
紙	くず 0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙
木	くず 0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
	0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材
繊維	くず 0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) ※合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
動植物性残さ	動物性残さ 1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ 1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、葉草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物	2100	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物

廃棄物分類表(その2)

種類	分類番号	具体例				
ゴム	くず 1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず				
金属くず	鉄くず 1210	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、プリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの)				
	非鉄くず 1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶				
	混合金属くず 1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず 1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン				
	陶磁器くず 1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器				
	石膏ボード 1330	石膏ボードくず				
	コンクリート製品くず 1340	コンクリート製品くず				
鉱さい	廃砂 1401	鑄物砂、サンドブラスト廃砂				
	炉さい 1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ				
	鉱さい類 1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず				
がれき類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片 1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片				
	廃アスファルト 1520	アスファルトコンクリートの破片				
	レンガ破片など 1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材				
建設混合廃棄物	1532	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの				
動物のふん尿	1800	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿				
動物の死体	1900	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体				
ばいじん	1601	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したす				
燃え殻	燃え殻 0101	燃料などの焼却灰(石炭灰、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど) 【注意】可燃ごみなどを自分で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。				
	廃活性炭・廃カーボン 0102	廃活性炭、廃カーボン				
シュレッダーダスト	3010	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物				
その他「次の廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」						
種類	家電電品	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯	廃バッテリー	使用済自動車
分類番号	4010	4011	4012	4013	4020	4030

2. 特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	引火性廃油	0318	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管、シャーレ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
		特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
	特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液	
	特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液	
特定有害廃石綿等	1308	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など		
特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい		
特定有害ばいじん	1609	特定有害物質を含むばいじん		

< 調査票の記入要領・記入例

形式 - H : 2 4

調査対象期間

この調査の対象期間は、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問～までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物

この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物だけが記入の対象となります。廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物分類表」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について

発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答え下さい。

自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。（記入例Bを参考して下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「年間発生量」は、焼却前の量です。従って「廃棄物の名称」、「分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後量」となります。

自社で汚泥を脱水している場合の発生した廃棄物とは脱水前のものです。
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。

$$\text{<式>} : (\text{脱水前の汚泥発生量}) = (\text{脱水後の汚泥量}) \times (100\% - \text{脱水後の含水率}\%) \div (100\% - \text{脱水前の含水率}\%)$$

記入について

同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問の欄から行を分けて記入して下さい。

廃棄物量をkg(キログラム)又は、リットル以外の単位で把握している場合は、できる限り換算して記入して下さい。また、個数や本数の場合も1個当たりの重量等より換算して下さい。

処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

中間処理方法コード表

A : 焼却
B : 脱水
C : 天日乾燥
D : 機械乾燥
E : 油水分離
F : 中和
G : 破碎
H : 分級
I : 圧縮
J : 溶融
K : 切断
L : 焼成
M : 堆肥化
N : 銀回収
O : コークスト固化
P : 乾熱滅菌
Q : 煮沸
R : オートクレーブ
S : 薬物消毒

処理・処分方法コード表

<自己処理>
Q1 : 自社の処分場で埋立処分した。
V1 : 自社で再利用した。
V2 : 自社現場内で利用した。
W1 : 売却（利益があった）した。
Z1 : 自社で保管している。
<産業廃棄物処理業者等へ委託処理>
S1 : 処理業者の処分場で直接埋立処分した。
T1 : 処理業者で直接海洋投入した。
U1 : 処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。
X1 : 廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
<市町村へ委託処理>
R1 : 市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。
R5 : 市町村の清掃工場で処理（焼却、破碎、脱水等）した。（ごみ収集を含む）
R6 : 市町村の清掃工場でリサイクルした。
<その他>
Z9 : その他

委託中間処理方法コード表

A : 焼却
B : 脱水
C : 天日乾燥
D : 機械乾燥
E : 油水分離
F : 中和
G : 破碎
H : 分級
I : 圧縮
J : 溶融
K : 切断
L : 焼成
(セメント材料)
M : 堆肥化(発酵)
N : 銀回収
O : コークスト固化

資源化用途コード表

10 : 鉄鋼原料
20 : 非鉄金属等原材料
30 : 燃料
41 : 飼料
42 : 肥料
43 : 土壌改良材
50 : 土木・建設資材
51 : 再生木材・合板
60 : パルプ・紙原材料
70 : ガラス原材料
80 : プラスチック原材料
81 : 再生タイヤ
90 : セメント原材料
91 : 再生油・再生溶剤
92 : 中和剤
93 : 高炉還元
98 : その他

調査票（その2）の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「廃棄物分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ずをつけて下さい。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgにをつけて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

処理後の処分方法
1 再利用・再生利用している
2 埋立処分している
3 海洋投入している

区分 F2 行番	廃棄物の名称	分類番号	年間発生量							単位	方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	中間処理後量	単位	処理・処分の方法	処理・処分先又は再生利用先の名称等	処理・処分先又は再生利用先の所在地	この欄は記入しないで下さい。	方法番号			処理後の処分方法	資源化用途
			百万	十万	万	千	百	十	一									1次処理	2次処理	3次処理		
記入例:A	1 感染性産業廃棄物	2018				1	2	0	0	kg				U1	産業	角田市		A		1・2・3		
記入例:B	2 感染性産業廃棄物	2018				3	7	0	0	kg	A			S1	工業(株)	多賀城市				1・2・3		
記入例:C	3 レントゲン定着廃液	0402				4	0	0	0	kg				U1(株)x	福島県 原町市	福島県		N	(1) 2・3	20		
	4 レントゲン現像廃液	0502				3	0	0	0	kg				U1(株)x	福島県 原町市	福島県		F B	1・2・3			
記入例:D	5 廃プラスチック	0614				8	0	0	0	kg				U1	商店	河北町		A	1・2・3			
記入例:E	6 生ごみ	1003				3	0	0	0	kg				U1	街	気仙沼市		M	(1) 2・3	42		
記入例:F	7 紙くず	0701				6	0	0	0	kg				X1	㈱xx	仙台市					60	
欄	8																					

記入例:A
・当病院では、**感染性産業廃棄物**が年間**1200リットル**発生した。
・院内では処理せず**角田市**に処理施設を保有する **産業**に委託し、**焼却処理**してもらった。
・**焼却後の燃え殻**は埋立処分しているとのことである。

記入例:B
・当病院では、**感染性産業廃棄物**が年間**3700kg**発生した。
・院内の**焼却炉**で**焼却**し、その灰は**250kg**であった。
・灰は、**多賀城市**に管理型の処分場を保有する **工業(株)**に委託し、**埋立処分**してもらった。

記入例:C
・**レントゲン定着廃液**が年間**400kg**発生し、定期的に取りに来る**(株) x**(**福島県原町市**)に処理を委託している。
・(株) xでは、**廃液から銀**を回収しているようである。
・**レントゲン現像廃液**も年間**300kg**発生し同業者に処理を委託している。

記入例:D
・当病院では、**廃プラスチック**が年間で**80kg**発生した。
・院内では処理せず**河北町**に処理施設を保有する **商店**に委託し、**焼却処理**してもらった。
・**焼却後の燃え殻**は埋立処分しているとのことである。

記入例:E
・調理場から**生ごみ**が年間**3トン**発生した。
・院内では処理せず**気仙沼市**に処理施設を保有する **街**に委託した。
・委託先では**堆肥化処理**をして

記入例:F
・使用済みの**OA用紙**である**紙くず**が年間**600kg**程度発生した。
・院内では処理せず**仙台市**にある**資源業者の㈱xx**に無償で渡している。

廃棄物分類表

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している産業廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

表1：感染性廃棄物の分類表

種 類	分類番号	具 体 例
感染性産業廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等

表2：非感染性廃棄物分類表（産業廃棄物）

種 類	分類番号	具 体 例		
有機性汚泥	0211	検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥（し尿を含む浄化槽汚泥は除く）		
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	冷凍機やポンプなどの潤滑油
		動植物性油脂	0312	入院患者の給食に使った食用油（天ぷら油等）
	廃溶剤		0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	油でい		0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等		0350	油の滲みたウエス、油紙くず、廃吸油材
廃酸	無機性の酸性廃液		0401	ホルマリン、その他の酸性の廃液
	レントゲン写真定着廃液		0402	レントゲン写真定着廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液		0501	検査廃液、その他のアルカリ性の廃液
	レントゲン写真現像液		0502	レントゲン写真現像液
プラスチック類	プラスチック製品くず		0614	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
紙くず			0701	印刷用紙、段ボール、コピー用紙、雑誌、新聞紙
生ごみ（厨芥類）			1003	調理くず、食堂の残飯、弁当の残飯、茶殻など
ゴムくず			1100	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋など
金属くず	鉄くず		1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄くず		1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混合金属くず		1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず		1320	ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	コンクリート製品くず		1340	コンクリート製品くず
ばいじん			1601	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト
紙おむつ			9080	紙おむつ（感染性でないと判断したもの）
蛍光灯			4013	蛍光灯

表3：非感染性廃棄物分類表（特別管理産業廃棄物）

種 類	分類番号	具 体 例		
引火性廃油	0318	揮発油類（ガソリン、灯油、軽油、シンナー、キシレン、エーテル）		
腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕が2.0以下の廃液		
腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕が12.5以上の廃液		
産業廃棄物 特定有害物	特定有害汚泥		0219	特定有害物質を含む汚泥
	特定有害廃油		0319	特定有害物質を含む廃油
	特定有害廃酸		0409	特定有害物質を含む酸性廃液
	特定有害廃アルカリ		0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
	特定有害ばいじん		1609	特定有害物質を含むばいじん

< 調査票の記入要領・記入例

形式 - L : 2 4

調査対象期間
この調査の対象期間は、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問～までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物
この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物だけが記入の対象となります。廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物分類表」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について
発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答え下さい。

自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。（記入例Dを参考にして下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「年間発生量」は、焼却前の量です。従って「廃棄物の名称」、「分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後量」となります。

自社で脱水している場合の発生した廃棄物とは脱水前のものです。（記入例Eを参考にして下さい）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。

<式>：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（100％－脱水後の含水率％）÷（100％－脱水前の含水率％）

ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
 廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 含油廃水を油水分離した場合。 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ1行ずつを）発生量とします。

記入について
同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問の欄から行を分けて記入して下さい。

廃棄物量をkg(キログラム)又は、t(トン)以外の単位で把握している場合は、できる限り換算して記入して下さい。また、個数や本数の場合も1個当たりの重量等より換算して下さい。

処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入して下さい。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

中間処理方法コード表	処理・処分方法コード表	委託中間処理方法コード表	資源化用途コード表
A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶融 K：切断 L：焼成 M：堆肥化 N：銀回収 O：コンクリート固型化 V：濃縮 W：油化 Z：その他	<自己処理> Q1：自社の処分場で埋立処分した。 V1：自社で再利用した。 V2：自社現場内で利用した。 W1：売却（利益があった）した。 Z1：自社で保管している。 <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> S1：処理業者の処分場で直接埋立処分した。 T1：処理業者で直接海洋投入した。 U1：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した X1：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。 <市町村へ委託処理> R1：市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。 R5：市町村の清掃工場で処理（焼却、破碎、脱水等）した。（ごみ収集を含む） R6：市町村の清掃工場でリサイクルした。 <その他> Z9：その他	A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶融 K：切断 L：焼成 (セメント材料) M：堆肥化(発酵) N：銀回収 O：コンクリート固型化 T：金属(鉄)回収 U：非鉄金属回収 V：濃縮 W：油化 Z：その他	10：鉄鋼原料 20：非鉄金属等原材料 30：燃料 41：飼料 42：肥料 43：土壌改良材 50：土木・建設資材 51：再生木材・合板 60：パルプ・紙原材料 70：ガラス原材料 80：プラスチック原材料 81：再生タイヤ 90：セメント原材料 91：再生油・再生溶剤 92：中和剤 93：高炉還元 98：その他

調査票（その2）の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考に調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「廃棄物分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ずをつけて下さい。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに付けて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

区分 F2 行番	廃棄物の名称	分類番号	年間発生量						単位	方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	中間処理後量						単位	処理・処分方法	処理・処分先又は再生利用先の名称等	処理・処分先又は再生利用先の所在地	この欄は記入しないで下さい。	方法番号			処理後の処分方法	資源化用途		
			百万	十万	万	千	百	十			一	百万	十万	万	千	百						十	一	1次処理			2次処理	3次処理
記入例：A 記	1 空カン	1 2 1 0				1	0	0	0	kg										W 1	焼	仙台市					1・2・3	10
	2 空カン	1 2 1 0				5	0	0	0	kg									R 6	角田市	角田市					1・2・3	10	
記入例：B	3 天ぷら油	0 3 1 2			1	0	8	0	kg									U 1	xx商店	古川市		E		①	2・3	30		
記入例：C	4 プラスチックくず	0 6 1 4			5	0	0	0	kg									U 1	焼xx	色麻町		A		1	②	3		
記入例：D	5 ビニールくず	0 6 1 4			1	0	0	0	kg	A					5	0	0	kg	Q 1	自社	多賀城市					1・2・3		
記入例：E	6 排水処理汚泥	0 2 2 1			5	0	0	0	kg	B	D				1	0	0	kg	S 1	焼	白石市					1・2・3		
記入例：F	7 コピー用紙	0 7 0 1			1	2	0	0	kg									X 1	x産業	山形県 鶴岡市					1・2・3	60		
欄	8 生ごみ	1 0 0 3			4	8	0	0	kg									U 1	焼	気仙沼市		M		①	2・3	42		

<p>記入例：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 空カンが年間1,500kg発生した。 このうち、1,000kgを仙台市にある(株)に売却した。 残りの500kgは、市の不燃ごみの日に出している。 	<p>記入例：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 月平均一斗缶5本ぐらいの天ぷら油が発生した。 重量換算すると年間に1,080kgである。 これは、古川市の再生業者xx商店に処理を有料で依頼した。 相手先では、油水分離後、燃料として再利用している。(18kg×5本×12ヶ月) 	<p>記入例：C</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチックくずが500kgが発生した。 これは色麻町の(株)xxに委託した。 委託先では、焼却処理し、埋立処分している。 	<p>記入例：D</p> <ul style="list-style-type: none"> ビニールくずが年間10t(10,000kg)発生した。 自社の焼却炉で全て焼却した。 焼却灰は、500kg程度で自社の処分場(多賀城市)に埋めている。 	<p>記入例：E</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出処理汚泥が発生した。 自社の施設で脱水乾燥を行い、脱水後の残さが10t(10,000kg)(含水率85%)であった。 脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため計算すると、50t(50,000kg)程度となる。 処理後の汚泥は(株)に運搬を委託し、白石市に処分場を保有する(株)で直接埋立処分した。 10×(100-85)÷(100-97)=50t 	<p>記入例：F</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所から使用済みのコピー用紙が年間1,200kg発生した。 これは山形県鶴岡市の再生業者x産業に無料で渡している。 相手先では紙原材料として再利用してる。 	<p>記入例：E</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみが年間4,800kg発生した。 気仙沼市に処理施設を保有する(株)に委託した。 委託先では堆肥化処理をして肥料に再生利用している。
--	---	--	--	---	---	---

廃棄物分類表

種 類		分類番号	具 体 例
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、 その他泥状を呈する有機性廃棄物 など
	無機性汚泥	0221	研磨汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物、砂利洗浄汚泥 など
廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料 など
	動植物性油脂	0312	食堂や飲食店等の調理に使用した天ぷら油、サラダ油、ごま油 など
廃酸		0401	廃液で酸性を呈するもの
廃アルカリ		0501	廃液でアルカリ性を呈するもの
廃プラスチック類		0614	発泡スチロール、発泡スチロール等の充填材包装用プラスチックベルト、 トレイ類、ラップ類、ビニール類、ナイロン、フィルム など
廃タイヤ		0620	自動車用廃タイヤ
紙くず		0701	印刷用紙、段ボール、コピー用紙、雑誌、新聞紙 など
木くず		0801	ベニヤ、おがくず、かんなくず、廃パレット、大型の家具、建具 など
繊維くず		0900	布類、裁断くず、クロス、カーペット、綿くず、糸くず など
生ごみ(厨芥類)		1003	調理くず、食堂の残飯、弁当の残飯、茶殻など
金属くず	鉄くず	1210	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、ブリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの) など
	非鉄くず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶 など
	混合金属くず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	1310	空き瓶、窓ガラス、その他のガラス類 など
	陶磁器くず	1320	陶器類、煉瓦、瓦、土管 など
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くず
廃家電品		4010	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン など
蛍光灯		4013	蛍光灯
店内装飾用品		6011	店内装飾用品(陳列棚、看板ボード等)
事務用品		6012	事務用品(事務用机、椅子、棚類)
梱包材		6013	大型の梱包枠等